

中札内村の令和2年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

◆法律の概要◆

地方公共団体の破たんを未然に防ぐため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されています。

この法律は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた上で議会へ報告し、公表することを義務付けたもので、健全化判断比率の4つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には、財政健全化計画（自主的な改善）や財政再生計画（国等の関与による確実な再生）を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

また、公営企業を対象とする資金不足比率においても、経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画による自主的な健全化を図ることを義務づけています。

中札内村の令和2年度決算に基づく健全化指標は、以下のとおりです。

令和2年度 健全化判断比率

指 標	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15%以上	20%以上
連結実質赤字比率	—	—	20%以上	30%以上
実質公債費比率	5.6%	5.7%	25%以上	35%以上
将来負担比率	—	—	350%以上	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率で「—」とあるのは、実質収支（収入—支出—翌年度へ繰越すべき財源）が黒字であることを示しています。

※ 将来負担比率で「—」とあるのは、資産額が負債額を上回っており、実質的な負債がないことを示しています。

※ 上記指標は、現時点での速報値であり、今後変動する場合があります。

各指標の解説

Q1 実質赤字比率の状況は？

実質赤字比率は、村の一般会計の赤字の割合を示しています

A1 一般会計は、黒字決算のため比率は算出されません！

通常時に収入される税金や地方交付税などの自由に使えるお金（標準財政規模）に対する、一般会計の実質赤字額の割合で、数値が低いほど健全と言えます。

国が定めた基準（市町村の収入の大きさによって基準に違いがあります）では、15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となり、健全化が必要な市町村とされます。

村では、一般会計で1億4,195万円の黒字決算となったため、赤字の発生はなく、実質赤字比率は算出されませんでした。

【実質赤字比率の算出式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の赤字額}}{\text{税金や地方交付税など自由に使えるお金（標準財政規模）}}$$

Q2 連結実質赤字比率は？

連結実質赤字比率は、村の全会計（国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、簡易水道や下水道事業）の赤字の割合を示しています

A2 全会計で、黒字決算のため比率は算出されません！

通常時に収入される税金や地方交付税などの自由に使えるお金（標準財政規模）に対する、特別会計を含む全会計の実質赤字額の割合で、数値が低いほど健全と言えます。

国が定めた基準（市町村の収入の大きさによって基準に違いがあります）では、20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

村では、一般会計と5つの特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、簡易水道、公共下水道）をあわせた会計合計で1億8,078万円の黒字決算となり、すべての会計において赤字の発生はなく、連結実質赤字比率は算出されませんでした。

【連結実質赤字比率の算出式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計とすべての特別会計の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

Q3 実質公債費比率は？

実質公債費比率は、現時点での借入金等の依存度の割合を示しています。（過去3か年の平均で示しています）

A3 5.6%（前年度比▲0.1ポイント）で健全な水準です！

通常時に収入される税金や地方交付税などの自由に使えるお金（標準財政規模）に対する、一般会計における地方債の元利償還金及び公営企業会計の地方債償還のための繰出金など準元利償還金の割合で、数値が低いほど借金への依存度が低く健全と言えます。国が定めた基準では、数値が25%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となり、災害復旧債等を除く地方債の発行が制限されます。

令和2年度の地方債の元利償還金については、役場庁舎建設事業債の元金償還開始等により4億1,404万円（前年度比+1,434万円）となりました。一方、収入では地方交付税が「地域社会再生事業費」の創設などにより16億3,186万円となり、前年度から4,070万円増加しました。

この結果、単年度比率は5.6%、3カ年平均で算出する実質公債費比率も5.6%となりました。

（参考：各年度の単年度比率 H30：5.6%、R1：5.6%、R2：5.6%）

【実質公債費比率の算出式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{地方債の借入金など} \\ \text{（元利償還金及び準} \\ \text{元利償還金）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{左の支払に使うため} \\ \text{交付税等に積算され} \\ \text{ているお金（※）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{— （※）と同じ} \end{array}}$$

Q4 将来負担比率は？

将来負担比率は、地方債残高など一般会計で将来負担すべき負債の割合を示しています。（この指標は将来の見込みを表した数値です）

A4 資産額が負債額を上回っており、比率は算出されません！

標準財政規模（通常時に収入される自由に使えるお金の総額）に対する、現時点で将来負担しなければならない地方債（借金）残高や公営企業債の繰入見込額、退職手当の支給予定額などの負債合計額に対し、基金（貯金）や普通交付税による補てん額（見込額）など資産合計額を控除した将来負担すべき実質的な負債の割合で、低いほど借金への依存度が低く健全で、高いほど将来的に財政を圧迫する恐れがあります。

国の定めた基準では、350%以上で財政健全化団体になります。（350%とは借金への返済に3年半分の収入の全てが必要という意味です）

本村の将来負担比率は、将来負担見込額約58億円に対して支払に充てられる資産等の財源が約72億円となっており、約14億円上回っているため、将来負担比率は算出されません。

【将来負担比率の算出式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{地方債の現在高や公営企業債の繰入見込額などの将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \div \frac{\text{積立金や左の支払に使うため交付税等に積算されているお金}}{\text{実質公債費比率の（※）と同じ}}$$

【実質公債費比率と将来負担比率】

実質公債費比率と将来負担比率はどちらも借金等の負担割合を示した指標ですが、実質公債費比率が現在の状況を示しているのに対して、将来負担比率は、今後、すべての債務の負担割合を指標としていることに違いがあります。

令和2年度 資金不足比率

指 標	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	—	20%以上
公共下水道事業会計	—	—	20%以上

Q5 資金不足比率は？

A5 資金不足額はなく、比率は算出されません。

公営企業会計における資金不足額の事業規模（料金収入－受託工事等）に占める割合で低いほど健全と言えます。

財政健全化団体と同様、経営健全化基準（20％）を超えた場合には、経営健全化計画の策定や外部監査、議会への報告が義務づけられます。

村では、簡易水道事業会計（法非適）、公共下水道事業会計（法非適）が対象となりますが、2会計とも資金不足は生じてないため資金不足比率は算出されません。

Q6 中札内村の財政は大丈夫なの？

A6 全指標が健全な状態にあります！

令和2年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の算出では、健全化判断基準、資金不足比率とも法律で定める基準を下回っており、財政健全化計画や財政再生計画、経営健全化計画の策定は不要で、村の財政状況は健全な状態と言えます。

しかし、注意しなければいけないのは、「早期健全化基準」「財政再生基準」は、指定団体になる基準点を示したものであり、その基準を下回っているから安心できるということではありません。

今後も毎年、村の各指標を分析し、財政状況やその要因などを明確にし、健全経営の努力をし続けることが求められています。

今回の健全化判断比率等の算出を健康診断に例えると、現在は健康な状態（健全団体）にあると言えます。しかし今後は、いつ病気（基準値悪化）になり、通院（早期健全化団体）や入院（再生団体）する状況になるとも限りません。

こうした状況にならないためにも、日頃から家族（住民、議会、村）が村の健康状態（財政状況）をチェックしあい、共通認識のもとで、日頃から節度ある生活（財政運営）を心がけ、将来にわたり健康でいられるよう、健全経営に努めていかなければなりません。

